

「平成 29 年度 第 1 回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録	
日 時	平成 29 年 6 月 13 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで
開催場所	関内駅前第二ビル 保健所会議室
出席者	兵藤哲夫、矢吹紀子、佐藤久美子、朴善子、山田佐代子、井上亮一、大矢秀臣、太田信也、植竹勝治、佐藤雪太、田代さとみ、富高恵子（順不同）
欠席者	無し
開催形態	公開（傍聴者 0 名）
議 題	1 第 4 期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長及び副会長の選任について 2 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について 3 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について
決定事項	1 会長を井上委員、副会長を矢吹委員に決定する。 2 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考については、協議内容を踏まえた上で、案に沿って実施すること。 3 平成 29 年度の横浜市動物適正飼育推進員の研修については、各委員の意見を踏まえて改善できる点は改善し、案に沿って実施すること。
資 料	1 次第 2 資料 1－1 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について 3 資料 1－2 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱 4 資料 2 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について 5 資料 3 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 新旧対照表 6 資料 4 平成 28 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果 7 資料 5 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 8 資料 6 人と動物との共生推進よこはま協議会について 9 資料 7 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱
議 事	事務局からの報告① （事務局）次第の進行と前後してしまいますが、議題に入る前に、人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱の一部改正について、事務局から御報告させていただきます。 資料 3 に沿って説明。
	1 第 4 期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長及び副会長の選任について （事務局）本来であれば協議会の開会は会長が宣告することとなっていますが、現時点で会長がまだ選任されていないため、事務局の進行により議題 1 の会長及び副会長の選任に進みたいと思います。 協議会運営要綱第 5 条の規定では 会長を委員の互選で決定することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。 （大矢委員）ずっと横浜市獣医師会の会長が、本協議会の会長及び議長を務めていますので、井上先生にぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （委員から拍手、異議なし）

(事務局) 井上委員に会長をお願いいたします。井上会長、席の移動をお願いいたします。

(会長の席移動)

(事務局) それでは一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

(井上会長) 本日会長に互選されましたが、私は横浜市動物愛護センターができる前に設立の準備委員会が立ち上げられた時から、動物愛護センターの設立に関して係わってまいりました。その後ここ2年程は、協議会には前会長の越久田が会長として残っていましたが、今までの経過・経緯などを踏まえた上で横浜市獣医師会の代表として私が出席させていただくことになりました。大矢委員から会長にというお言葉をいただきまして、微力ではありますが精一杯、報告会では終わらずに協議会であるということを肝に銘じて、皆様の御意見をきっちりと集約していきたいと思っております。力不足ではございますが、皆様の助けをお借りしまして、一所懸命やってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして副会長の選任をしていただきます。要綱第5条第2項の規定により副会長は会長が委員の中から指名することとなっております。井上会長から副会長のご指名をお願いいたします。

(井上会長) 先ほども少しお話しさせていただきましたが、準備委員会から連絡協議会、そして現在に至るまで仲間・同士という関係でやってきていただいた矢吹委員をお願いしたいと思います。

(委員から拍手)

(事務局) 会長から矢吹委員への御指名をいただきましたので、矢吹委員に副会長をお願いいたします。矢吹副会長、席の移動をお願いいたします。

(副会長の席移動)

(事務局) 矢吹副会長からも一言御挨拶をお願いいたします。

(矢吹副会長) 私で大丈夫なんでしょうかと思いますが、会長の足を引っ張らないように、頑張っついていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局) また、協議会運営要綱第3条第4項の規定により、会長選出団体であります公益社団法人横浜市獣医師会には、後日もう1名委員をお願いする御依頼をさせていただきます。それでは、井上会長に開会宣言をしていただきまして、議題の進行をお願いいたします。

(井上会長) それでは、平成29年度第1回人と動物との共生推進よこはま協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

2 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について

(事務局) 資料1に沿って説明。

(質疑)

(井上会長) 推進員の委嘱につきまして、御意見をいただきたいと思っております。

(兵藤委員) 推進員の推薦団体に横浜市獣医師会は入っていますでしょうか。

(事務局) 入っています。

(兵藤委員) 横浜市獣医師会にも、ぜひ動物適正飼育推進員を送り込んでもらいたいです。民間と一緒に、獣医師さんにリーダーシップを発揮していただき、この協議会と動物適正飼育推進員を盛り上げていただきたい。横浜市獣医師会の先生方の協力は絶対に必要ですし、動物の愛護・福祉に非常に熱心な獣医師さんもいますが、今まで横浜市獣医師会から1名も送り込まれていませんので、今年はぜひ送り込んでほしいです。ぜひ会長、決断をしていただいて、何人でも良いですから、推薦していただきたいと思っております。

(事務局) 補足の説明ですが、基本的に現推進員の方の再任になりますが、各団体で「この人は」という方がいらっしゃれば、各団体から推薦していただくのはもちろんのこと、兵藤委員が仰ったように、公益社団法人横浜市獣医師会様からも、是非にと思えますのでよろしくお願いいたします。

(井上会長) 検討させていただきます。

(山田委員) 内容の確認ですが、今までも推進員の中で問題が起きたこともありましたが。全員に続ける気持ちがあるか意向確認をして、その際に続けるという意向があっても、今回で任期満了になる事もあると書き添えるということでしょうか。

(事務局) そうです。もし次期は外れたいという御意向があれば、それは仕方がないと思います。また、今後続けて行きたいという方の中でも、活動をあまりされていない方や、山田委員が問題があったと仰いましたが、そういった状況をお知らせいただきながら何が問題だったのかを加味しながら考えていく必要があると考えています。

(山田委員) 推進員として委嘱した場合、「この方は動物に対する識見がある」ということが裏面に記載された証を身に着けることになりませんが、法的な事や動物の取扱いについて、一般的に違うと思えることを仰る方がいると、どうなのかなと思います。今頃言っても仕方がないかもしれませんが、要綱6条の解嘱のところに、第4条の責務について履行していない等の文言が入っていないと思います。

(事務局) 責務を守っていないということが、解嘱される要件に入っていないという事です。

(山田委員) はい。

(事務局) 明記はされていませんが、責務を守らないという事は適格性を欠くという意味にも捉えられますので、第6条第4号で読み替えられると考えます。

(山田委員) どちらにしても、次期まで続けないとしても任期満了という形になる訳ですよ。解嘱ではないですよ。

(事務局) 解嘱ではありません。途中でこのような事情がある場合は解嘱になることもあるということです。無いとは思いますが、次期に委嘱される方がこのようなことが無いように踏まえて御推薦いただきたいという趣旨です。

(大矢委員) 山田委員が仰った責務の件ですが、これは推薦団体がそれぞれ推薦する推進員を良く把握した上で推薦することで、ある程度カバーできると思います。逆に言うと、それが推薦団体の責務になると思います。山田委員が仰ることは理解できますが、推薦団体がしっかりと良く見極めて、推薦をするべきです。

(田代委員) 意向確認の方法ですが、各団体の推薦は良いとして、公募推進員の方に対しては面談や電話をするのでしょうか。書類でやるやらないだと、簡単に丸をつけられてしまいます。

(事務局) 意向調書の具体的な内容については、これから詰めようと思っています。これまでの活動をどのように行っていたか、何か対応課題があったか、今後どうつなげていきたいか等を、きちんと書いていただくようなシート形式のものを考えています。ただ丸をするだけでなく、少し文書で御記入いただくようなイメージで考えています。それから、各推進員の方々がどのような活動をしているのか、得意なジャンルや専門的な部分を改めて把握したいため、それらを含めた内容にしたいと考えています。その中で、書類を見させていただいて、ほとんど御記入が無い状況であったり、中身を確認する必要がある場合は、面談や電話で御本人に確認をさせていただくということも考えています。

- (山田委員) 先ほど大矢委員が仰ったとおり、団体推薦の推進員については、団体の把握が良いと思います。公募推進員の場合は、とてもやる気がある方に対して継続しないということになった時に、きちんとした理由を提示する必要がありますと思います。そのあたりについて、これで十分なのかなと心配しております。
- (大矢委員) 公募推進員の推薦者は横浜市ということになります。今までの履歴や報告を見て、また協議会の会長や副会長に公募推進員の選考に加わっていただき、違う目で見てチェックしていただけると、かなり違うのではないかと思います。
- (山田委員) 会長と副会長に加わっていただくのは良いと思います。
- (井上会長) 会長と副会長に選考に加わっていただきたいという要望が出ましたが、いかがでしょうか。
- (事務局) *資料確認
- (井上会長) それでは調べていただいている間に、他の御意見はありますでしょうか。
- (矢吹副会長) 実はこのようなケースがありました。私の会から推薦した推進員が途中で事情があって会をお辞めになりました。その方に関して如何なものかと思ったので、推進員も辞めていただきたくて、動物愛護センターに電話をしました。私の会の会員では無くなったので、推進員を解嘱させていただけないかとお伝えしたところ、推進員は市長委嘱を受けたので私の範疇ではないと言われました。横浜市が委嘱をしているので、私の責務は無いというお話しを伺いました。一度推薦をして、市長委嘱を受けた者は、横浜市がその責務を負うということで理解していました。その方は結局、推進員を任期までやっていました。その辺に関して、今のお話しと少し違うなど感じたのですが、どうなっているのでしょうか。
- (事務局) まずは先ほどのお話しですが、現在の公募の選考については、選考会を設けて行いますが、組織構成としまして本市の職員で選考させていただいております。次期については公募ではないため、このスタイルではないのですが、決定にあたりましては、協議会にお示しをさせていただくという形になるかなと考えております。本市の方で出来上がったものを見ていただいて、最終的に御意見をいただくという形をお願いできればと思います。
- (兵藤委員) 加わると責任が生じますよ。推進員を外すとすると、協議会が見て承認したということで責任が生じてきます。
- (事務局) そのようにはしません。
- (兵藤委員) 慎重にやるべきです。自己中心的に活動される人を教育して正しい方向に動くには、区でしっかりと教育する必要があります。市の動物愛護行政に協力する者となっていますので、行政と一緒に活動できない者が入っては上手くいきません。このあたりについて、行政と一緒に活動できない人がいるときは警告なり罰則をつけないといけないと思います。ぜひ区的生活衛生課の中で推進員をまとめていただいて、しっかり教育していただきたいです。
- (事務局) 御意見賜りました。行政としても、これから推進員に活動していただくにあたって、いろんな取り組みを進めていかなくてはいけないと思っています。その辺も含めて課題と捉えていますので、御意見を賜りたいと思います。矢吹副会長から仰っていただいた件ですが、推薦をしていただくまでについては各団体で考えていただきますが、委嘱後につきましては市長が執行していますので、市長の責任という考え方になると思います。
- (兵藤委員) そうすると相反する答えが出ています。推薦した以上は推薦団体が責任を取れという意見と、推薦後は市の責任であるという意見があります。どちら

らでしょうか。

(事務局) 推薦の部分につきましては、あくまでも推薦ですので、最終的に決定するのは横浜市だと思っています。

(兵藤委員) 私の団体も何人か推薦しています。規則に沿わない方がいれば、本当に返して頂ければ推薦を解除したいです。推薦してしまったが、間違っていた、途中で変身してしまったという方もいます。そのような方を推薦を解除したいのですが、矢吹副会長の仰っていた通り、横浜市が委嘱している以上、それができません。推薦した段階で責任が無くなってしまうということです。良い方を推薦したつもりだった、ということもあります。

(事務局) そういったところをまた御意見をいただきながら、意向確認と共に判断をしていくという形になると思います。

(大矢委員) 先ほどの件ですが、資料6の3にあります。動物の愛護及び管理に関する法律第三十九条で動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとなっているため、協議会にも支援をしていく責任があります。市長が委嘱をする訳ですが、委嘱をされた推進員は協議会が横浜市と一緒に支援をしなければならないとなっていますので、そのような意味からも、会長・副会長はいろいろな部分で横浜市と協力して協議していく事が必要だと思います。推進員の活動報告会なども協議会を含めてやっていかなくてはなりません。平成17年に法律に基づいて作ったときのことを思い出していましたが、そのような内容で作ったと思います。兵藤委員もその席にいらっしやいましたよね。

(兵藤委員) はい。私も今の意見に賛成です。協議会がきっちり両輪でやらなくてはなりません。重要な事があったときは協議会にかけていただき、同じ土俵で同じ協力体制をぜひとらせていただきたい。大矢委員の仰る通りです。

(井上会長) その他に、推進員の委嘱の事務局の案に対しての、御意見・御質問はありますでしょうか。

(事務局) もう1点よろしいでしょうか。現在、神奈川捨猫防止会に所属の4名の推進員に御活動していただいておりますが、今は団体が無い状態であると承っております。先ほどの案で進めさせていただいた場合、この4名については、意向確認後に御推薦をいただけない形になってしまいます。この場合、どのような扱いにするべきか、御意見を賜りたいと思います。

(井上会長) この事に対しての御意見をお願いいたします。

(山田委員) 神奈川捨猫防止会は解散のような形と聞いていますが、日本捨猫防止会は別団体としてあります。ただ、内部的には同じ方が加わっていると思われるので、推薦団体を変えていただくということはできないでしょうか。

(矢吹副会長) 日本捨猫防止会というのは、東京が本部になっていると思います。

(事務局) 資料1-2の要綱の第2条にあります。委嘱される方はこの協議会の構成団体から推薦を受けた者となっていますので、神奈川捨猫防止会の推進員4名について、この協議会の団体の中からもし御推薦いただけるのであれば良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(大矢委員) 全日本動物輸入業者協議会は横浜市の会員が私しかおりません。そのため、推薦することができません。ですから、その辺の事については皆様の御了解が得られれば、私と横浜市で相談をして、4人の方について御協力できればと思います。それはまた後ほど御相談させて下さい。私も全然存じ上げない方を推薦することはできないので、よくお伺いしてお話しを進めたいと思います。

(井上会長) 大矢委員から、神奈川県捨猫防止会の4名については、大矢委員の方で推薦母体になれる可能性があるという御発言がございました。

(兵藤委員) これは難しい問題です。誰でも推薦母体になれるとなると、非常に不明瞭なことになります。責任が持てないと思います。大矢委員が知っている方であって責任が持てるのであれば良いですが、ほとんど接触が無い方を名前だけで推薦するとなると、難しいと思います。

(大矢委員) もちろん名前だけの推薦をするつもりはありません。お目にかかって、きちっとお話しを承って、今までの実績をお伺いして、大丈夫であれば責任を持って推薦させていただきます。そうでなければお断りいたします。

(事務局) この件については、大矢委員と横浜市の方で話し合いをさせていただいて、進めさせて頂ければと思います。

(兵藤委員) これは難しいと思います。

(大矢委員) 100%お引き受けするという訳ではありません。ちゃんとお目にかかって、お話しを承り、今までの実績等を踏まえ、会長・副会長のアドバイスをいただきながら推薦させていただくという形にしたいと思います。

(兵藤委員) はい。

(井上会長) その他に御意見はどうでしょうか。

(委員から意見無し)

(井上会長) 無いようでしたら、今までの意見を事務局の方でもう一度まとめていただけますでしょうか。

(事務局) おさらいをさせていただきます。まず、次期推進員の考え方につきましては、現推進員の再任を基本的に考えさせていただき、次期委嘱にあたりましては、まず行政の方から意向確認をさせていただきます。その後、各団体から御推薦をさせていただくという形です。その中で、必ずしも再任につながらない可能性もあるということを含めて意向確認を行います。それから、現推進員以外にも各団体から御推薦いただける方がいらっしゃれば、別途御推薦いただければと思っています。公募の推進員については、現公募推進員に行政の方から意向確認をさせていただき、内容を確認して、委嘱をさせていただくという運びで考えさせていただきます。神奈川県捨猫防止会の推進員の考え方につきましては、今後、大矢委員と確認をさせていただきつつ、御推薦をいただけるのであれば、御推薦させていただくという方向で進めていきたいと思っています。

(井上会長) それでは、案として出されたものに協議した結果を付け加えまして、意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なし)

(井上会長) それでは、事務局案プラス協議内容で承認されたということでお運びいただきたいと思います。

3 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

(事務局) 資料2に沿って説明。

案としては4回の研修会を挙げさせていただいていますが、これ以外にも更にやることができれば良いと考えています。例えば、今年度は猫の不妊去勢手術補助金交付事業の対象が野良猫のみとなり、制度を変えさせていただいているので、野良猫を捕まえて手術をするという場面が今後増えていくかもしれません。その中で、捕獲をする技術・テクニックが無かったり、全ての方ができる訳ではありませんので、そのような捕獲のテクニック研修があっても良いのかなと事務局の中で話が出ています。そのような研修もあった方が良いのか御意見を賜りたいと思います。

(質疑)

(井上会長) 御意見いかがでしょうか。

(山田委員) 今の御説明ですと、第1回と第2回の研修会は、すでに企画がある内容に推進員に聞いていただくという形で広報するということですね。第2回目の那須どうぶつ王国の園長さんというのは、どのような方なのでしょうか。獣医さんなのでしょうか。

(事務局) トレーナーの肩書をお持ちの方です。動物の飼育に関して非常に造詣の深い方だということをお願いをしています。

(山田委員) これまでもセミナーをなさっているのですか。

(事務局) こちらではお願いをしたことは無いですが、職員でよく知っている者がいましたので、その繋がりです。

(大矢委員) どなたかの推薦ですか。

(事務局) 動物愛護センター内部からの推薦という形です。

(兵藤委員) 聞いてみなければわかりませんので、聞いてみましょう。私は植竹委員のお話を聞いてみたいと思っています。ぜひ、年間のどこかで地域猫の話を。

(植竹委員) 前にお話しさせていただきましたので。4回目の法令の部分ですが、裏面の推進員の自由意見にもありますが、高齢者の方の多頭飼育の問題があると思います。このような方が飼えなくなって持ち込まれる現状があり、年齢制限をつける、つけないという話もあります。今後想定される問題ですので、何らかの形でお話しするのはいかがでしょうか。

(山田委員) 植竹委員が仰っていることと同じかどうかわかりませんが、犬や猫のボランティア活動に係わっていて、保護と譲渡両方なさっている方がいますが、譲渡の条件というのは皆さん少しずつ違いがあります。法律で何も決まっている訳ではありませんから、そういった所をディスカッションを含めて行うのも良いかもしれません。

(植竹委員) 市町村によっては年齢制限を設けているところもありますし、関係者を集めて、その辺の議論ができると思います。別の県や市から来ていただくのも可能なのでしょうか。

(事務局) 大丈夫です。

(植竹委員) 実際に年齢制限を設けている考え方を聞いたり、根拠等を確認させていただきたいです。

(矢吹副会長) 5年位前から特に多くなっています。推進員にもいろんな御意見を伺った方が良いと思います。横浜はどのようにしていくべきかということ踏まえての意見交換会が良いと思います。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。今後の内容も含めて、事務局として考えていき、御意見を賜りながら研修会の形にしていきたいと思っておりますので、またいろいろ教えていただきたいと思います。

(井上会長) その他にどうでしょうか。

(兵藤委員) 公募推進員の熱意はすごく高いと思います。前回の意見交換会で聞いた時も、けっこう気合いが入っています。この方達のお話をしっかり聞いてあげないと、このまま生ぬるい所に置いてしまうのはいけないと思います。私達が長い間現場でやってきたこと、どこが悪くてどこを伸ばしてどうするかということ、横浜市民の中でトラブルがありますが、猫のトラブルがどんな要件がたくさんあって、トラブルを減らすにはどうすれば良いか、減らすには私達協議会と推進員がどのように関わっていくのかというのを、ぜひディスカッション形式で一つ一つ詰めていきたいです。野良猫一つにしても、身分がハッキリしていない状況です。餌をあげに来た人を気持ち悪いという理由で警察に通報すると、警察が来ますが、せいぜい自宅侵入罪という理由で動くだけで、餌をあげてはいけないとは一切言いま

せん。行政も答えが無い、警察も答えが無い、我々も答えが無いです。どこかで答えを見つけてあげないと、いつになっても駄目です。10年後には猫は全て家の中で飼うという高い目標にしませんと、本当に解決しません。猫は嫌いじゃないという人はたくさんいます。ただ、家に入ってきて糞をするのが嫌だということです。「猫はちっとも嫌いではないけど、毎日糞をされたら嫌だよ」と言われると「そうだよね」となってしまいます。最終的にトラブルを減らすには、努力目標で10年くらい不妊手術を徹底すれば減るでしょうし、家の中に入れることです。入れなければ、まだエイズと白血病の問題が控えています。TNRをしても、放せば、健康な猫が感染します。横浜市内だけでも7,000頭の死体を業者が集めているという状況を何とかしなくてはいけないということを、公募推進員の方達にも聞いていただかなくてはいけないと思っています。ぜひ、公募して一生懸命やりたいと思っている人達に、座談会や意見交流会や講演会等をぜひやりたいと思っています。事務局に意見を取り入れていただけるよう希望します。

(井上会長) その他はいかがでしょうか。

(佐藤久美子委員) 第1回と第2回の研修会ですが、活動状況報告会というのは前回行った意見交換会のようなイメージで受け止めているのですが、その時は、皆さん語りたいたいことがあり、時間が足りないイメージがありました。今回の時間配分はどのように考えているのでしょうか。前は一つの部屋で犬と猫を分けてやりましたが、少し声が聞こえなかったりしました。前は同じ日にやりましたが、今回は犬と猫を別の日に分けることにした理由は何でしょうか。また、第2回のセミナーの内容が猫セミナーで、活動状況報告会も猫に関する事になりますと、犬を対象にしている推進員が来づらいと思います。責務では講習会に来てくださいと言いつつも、猫以外の事がないのはいかがでしょうか。

(事務局) 確かに御意見の通りと思う部分もあります。事務局としては、セミナーと推進員の活動状況報告会を必ずしもリンクさせるイメージでは持っていませんでした。第1回目と言えば、犬の活動をしている方が集まっていたり機会を兼ねつつセミナーの機会を設けて、犬の活動をしている方の活動状況報告の場になればと考えています。そのため、中身がリンクしている訳ではありません。第2回目は猫のセミナーというタイトルになっていますが、ここでは猫の活動をしている方にお集まりしていただく機会を設けて、活動状況報告をしていただくというイメージで捉えておりました。

(佐藤久美子委員) 心配としては、1回目は猫の活動をしている方が来なくて、2回目は犬の活動をしている方があまり来ないのではないかと思います。

(事務局) 確かにテーマは猫のテーマになっていますが、犬の活動をしている方にも、幅広い研修内容という捉え方をさせていただいて、御出席いただければと思っています。

(山田委員) 猫セミナーに犬の活動をしている方は、なかなか来づらいと思います。

(事務局) 確かに御意見の通りでございますが、なかなか上手く一度にできないという状況もありまして、このような御提案をさせていただきました。今後、カリキュラムを組んでいく中で、そのような状況がない組み合わせができるかもしれませんので、そこは別途御相談をさせていただきながら進めて行きたいと思いますが、今回につきましてはこのようなスタイルで御提案させていただきました。ありがとうございます。

(山田委員) 猫セミナーの内容を教えてくださいたいのですが。

(事務局) こちらの猫セミナーは実は3回シリーズの第1回目となっております、3回とも佐藤先生にお願いする訳ではなく、1回目が佐藤先生で、2回目は別の外部講師の方をお願いする予定になっています。1回目はしつけトレーニング、2回目は内容を変えまして、3回目は医療関係で病気や健康についてお話ししていただく講師の方をお願いしようと考えています。第1回目の猫セミナーを佐藤先生にお願いしたのは、しつけやトレーニングについてノウハウをお持ちであるとお聞きしましたので、そこに焦点を当てた形でお話しをお願いしています。詳しい内容についてはこれから講師の先生とお話しを詰めていきますので、もし御要望などがございましたら、それを踏まえてお話しをさせていただくこともできるかと思えます。御意見いただければと思います。

(山田委員) おそらく猫関係の推進員は、野良猫の捕獲や馴致について知りたい方がたくさんいらっしゃると思います。一般の飼い猫のしつけと野良猫を馴らすのは違うので、なるべく推進員のニーズに合った内容でお願いできればというのが私の意見です。

(兵藤委員) しかし、9月9日ということは、すでに講師依頼をしているのですよね。

(山田委員) これは既存のセミナーで、やることは決まっています、これを推進員の研修の位置づけにするかということですよ。

(事務局) はい。

(兵藤委員) 講師の先生が犬の事も話せるのであれば、話してもらえば良いと思います。

(事務局) これから講師の先生とお話しする機会がありますので、今はタイトルが猫セミナーとなっておりますが、それ以外の犬を含めた話題の提供が可能かどうか講師の先生と話をしてみたいと思います。確約ではありませんが、そのような方向でお話しをするということによろしいでしょうか。

(井上会長) はい。その他いかがでしょうか。

(佐藤久美子委員) もう一度確認なのですが、犬と猫の活動状況報告会の日にちを分けたのはどのような理由なのでしょう。

(事務局) 機会を分けるという観点で今回は区別しています。やり方としては仰るやり方もあったかと思いますが、切り分けの仕方の一つの方法として今回は区別しています。

(佐藤久美子委員) せっかく時間を作って来るのであれば、例えば犬と猫の部屋を分けて、2回やった方が良く思うのですが。そこを何故、別々に1回にしたのでしょうか。

(事務局) 部屋を分けられるかどうかは、動物愛護センターの設備の状況もあります。部屋の確保ができれば、今いただいた御提案で、両方の推進員で一度に開催することも可能だと思いますので、そこも含めて事務局の方で考えさせていただくということによろしいでしょうか。

(井上会長) それでは、この4つの事務局に提出していただいた案に沿って今年には研修を実施していくこと。それと、いろいろな意見が出ましたので、その意見を踏まえていただいて、改善できる点は改善していくという形で進めさせていただくということで御承認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員から異議なし)

(井上会長) 賛成ということで御承認をいただきました。

事務局からの報告②

(事務局) 資料4に沿って説明。

(井上会長) 今の報告に対して御意見ございますでしょうか。

(佐藤久美子委員) 「動物に関する相談などについて」のところ、犬と猫共に不適切な取扱い・虐待の件数が前年度に比べて増えています。その他は減ってきているのに、不適切な取扱い・虐待の件数が増えていますので、来年度以降でも良いのでも、研修に取り入れてみてはいかがでしょうか。

(井上会長) 今の御意見について事務局のお考えはいかがでしょうか。

(事務局) 御意見をいただきまして、検討していきたいと思えます。

(山田委員) ちょうど質問が出たのでお聞きしたいのですが、今、法律では動物病院で虐待やネグレクトを先生が見たときは、通報の努力義務という形になっています。横浜市獣医師会では、こういったものは通報してくださいという通達などはしていますか。あとは、獣医さんから区に御相談があったときに、どのような流れになっているのか、今決まっていることがあれば教えていただけないでしょうか。

(井上会長) まず虐待の判定というのは、各獣医師が診察をする時に、「あなた虐待しましたか」なんて質問は飼い主に対してできることではありません。ただ、明確に切られたなど、そのような症状が出て初めて虐待の可能性があると判断をします。虐待の可能性があった場合は当然通報なりの処置をすることが獣医師の義務だと思っています。それと獣医師会がしていることで、一番虐待防止に繋がることは、猫の譲渡先を獣医師会のメインのコンピューターにいつ、誰に譲渡したかを記録しています。同じ名前が出れば溜まってきて上位に名前が出ますので、この人はどうしてこんなに猫をもらっていくのだろうかとなります。そのようなシステムは作ってあります。そこで、その人が虐待をしているということには当たらないかもしれませんが、対策として、何回も譲渡を受けている人がすぐに出るようなシステムになっています。山田委員の答えにはなりません、獣医師会なりに対処はしているつもりでございます。

(山田委員) もし一般の開業の先生が、「これは通報にあたるだろうか」と疑問に思った時に、横浜市獣医師会に相談をして、一緒に対応してくれる制度はあるのでしょうか。

(井上会長) これは獣医師の裁量権になりますので、獣医師会が各動物病院の獣医師に対して裁量権を犯すことはできません。虐待と獣医師が判断した場合は、その獣医師の判断で行動を起こすということです。

(山田委員) 個人の先生が全責任を負わなくてはならないとなると、中々通報に至らないと思ったのですが、やはりそれしかないということでしょうか。

(井上会長) そこまで獣医師会が各個人の営業等に対して言える権限は持っていません。中々難しい問題ですね。

(朴委員) 虐待は絶対ダメなことですよ。ただ、通報を受けた時に、本当に虐待かどうかを判断することが難しいです。犬猫に関しては割と家の中で飼われていて、内情が把握しづらい。そのため、そういったことを調査するところから始めて、何年間かのスパンで準備を協議会で考えていく時期だと思います。今ネグレクトされていたり、命を脅かされている犬がいる訳ですから。どうしても今は個人の負担が大きいので、システムを作る為の調査からやっていくのが近道だと思います。例えば、盲導犬はどうしても歩いている姿だけを見かけます。ユーザーが集中して音を聞いたり、いろんな手がかりを頭の中で状況判断しながら真剣に歩いているので、その様子を見た時に「かわいそ

う」という通報が寄せられる場合があります。私たちは全国 11 団体の盲導犬協会で、その情報を共有し、どこの盲導犬かを確認し、所属している団体が状況を把握します。その上で「虐待ではない」などの判断をします。そのようなシステムがないと、判断すらできないことがあります。確認作業を進めていく過程で、中には犬の飼い方が古いユーザーがいて、本人は可愛がっているつもりでも、犬に負担があると判断した場合は指導します。どこかで第三者的な判断基準を私たちは持たなくてはいけないと思います。

(井上会長) 獣医師会でも検討をさせていただきます。

(山田委員) ぜひ。やはり実際に診察した先生が「これは虐待とは言えません」と仰ると、もうそれ以上進めようがないのが現状です。素人が周りで何を言っても、専門家の先生が見て、そのような判断ができなければ終わってしまいます。虐待ではなくても少し指導が必要ななどという程度のものについて、何かアドバイスができればもう少し上手くいくケースがあると思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

(兵藤委員) やっと時代と共にペットの法医学が出てきました。勉強会をよろしければ教えておきます。6月24日(土)に日本獣医生命科学大学で10時から5時頃まで、日本動物福祉協会の主催で法医学についてやります。毒殺されている猫などはわかりにくいですが、例をあげています。やけどなどいろいろな項目に分けて、詰めたお話しをします。やっと法医学までできました。参加費1,000円で資料代のみでやりますので、ぜひ聞いてみてください。

(大矢委員) 特定動物のことがいつも気になるのですが、特に食肉目が(7)となっていて、個人で食肉目を飼っています。私は商売柄、動物園で飼うものは個人で飼うなど考えています。この食肉目の(7)の明細はわかりませんか。

(事務局) この場ではすべてはわかりません。

(大矢委員) 後で構いませんので教えてください。昔みたいにライオンやトラを飼っている人はいないと思いますが、資料にもサーバルと出ていますし、サーバルはたぶんペットとして飼っていると思います。

(事務局) 愛玩として飼っているのはサーバルが多いです。

(大矢委員) 特定動物の中でも特に食肉目については、個人で飼わせない方が良いと思いますので、できるだけ厳しくしていただいて、施設の状況等をよく見ていただいて、逸走の無いようにしていただきたいと思います。これは私の要望です。

(事務局) ありがとうございます。

(井上会長) その他にありますでしょうか。

(植竹委員) 9の第一種動物取扱業の検査の件ですが、平成28年度は非常に精力的に検査をされているようですが、検査の結果の記載がありません。全件問題が無かったということでしょうか。

(事務局) 苦情のことで検査を行っている件数も含まれていますので、その場合は状況に応じた指導等を行っていると思われます。

(植竹委員) その辺についても、どのようなことが現場で指導されているのかということをお知らせいただけると、議論ができると思います。また、検査のやり方としては、定期的に事前予告をした上で行うのでしょうか。

(事務局) この施設検査数には、新規の事前の調査と更新の際の調査も含まれています。基本的に更新の調査は、事前にお伺いすることを伝えることが多いです。あとは、苦情等により施設を検査することがありますが、それは対応する区の判断によって、事前に連絡するケースもあると思いますし、連絡しないで伺うケースもあると思います。

(植竹委員) 突然検査を行うことも、いくつかあった方が、より普段の状況を確認できると思います。

(事務局) ありがとうございます。

(太田委員) 4の犬猫のマイクロチップ装着費用の助成のところで、マイクロチップ装着推進事業の実績がありますが、これは AIPO への登録数と同じと考えてよろしいでしょうか。装着しただけの数でしょうか。

(事務局) AIPO への登録が済んでいる数になります。

(井上会長) これは獣医師が登録していますので、必ず一致しているはずです。

(太田委員) なぜそう思ったかと言いますと、一般の方にもマイクロチップ自体の認知度は上がっていますが、装着しているだけで良いと思っている方がほとんどです。そこがうまく伝わっていません。この前、推進員の方とお話した時も同じような話で、「あれは GPS なんでしょ？」と仰っている方もいらっしゃって、そうではなくて登録しないと役立たないと説明したところ、驚かされている方もいらっしゃいました。登録まで結びついて初めて効果が発揮されるものなので、単純に装着推進だけでなく、登録まで含めていることがわかると良いと思います。

(井上会長) 登録をしないと、助成金は出ないことになっています。

(山田委員) マイクロチップ装着推進事業の実績が 362 頭となっていて、対象頭数の 500 頭より低いですが、予算は猫の不妊去勢手術推進事業に回されたということでしょうか。

(事務局) その通りでございます。

(井上会長) それでは、皆様の御意見も終わったようですので、これで閉会とさせていただきます。

閉会